



川 越

2015 年 7 月

農委 スポット情報



川越市 4 H クラブの設立メンバー

◇川越市 4 H クラブ 設立◇

平成 27 年 4 月 27 日、川越市 4 H クラブ 設立総会が開催されました。同クラブは、数年間の休止期間がありましたが、設立発起人である、市川氏、金子氏、石田氏、安田氏（前列右から）らが中心となり、20 歳代の青年農業者を中心に自己研鑽と仲間づくりを目的に再設立されました。当日は、川合川越市長、寺西川越農林振興センター所長、石川農業委員会会長代理をはじめ多くの来賓の方が設立を祝いました。（[会長へのインタビュー記事が 6 ページにあります](#)）

4 H とは、農業の改良と生活の改善に役立つ腕（Hands）を磨き、科学的に物を考えることのできる頭（Head）の訓練をし、誠実で友情に富む心（Heart）を培い、楽しく暮らし、元気で働くための健康（Health）を増進するという、同クラブの 4 つの信条の頭文字を総称したものです。

主な内容

◇農業施策に関する要望書に対する回答…… 2

◇農地台帳の法定化・公表…… 2

◇川越市賃借料情報…… 4

◇農政課からのお知らせ…… 5

川越市農業施策に関する 要望書に対する回答

平成26年11月17日に川越市長へ提出した「平成27年度川越市農業施策に関する要望書」に対し、平成26年12月25日付けで回答がありました。

主要要望事項と回答は次のとおりです。

要望事項1

認定農業者制度について

認定農業者制度とは、意欲と能力のある農業経営者を育成、確保するための国の中核的な施策の一つです。しかしながら、認定農業者になることについて大きなメリットがないという声が農業者から多く聞かれます。認定農業者への支援措置の拡充を要望していたくとも、市としての独自に優遇措置を設けるなどの施策を講じていたきたい。

【回答】 認定農業者に対しましては、スーパー資金等の低利子融資制度、国・県・埼玉県農業会議等が主催する経営相談、農業研修への参加など、各種の施策を実施しております。また、経営所得安定対策加入の要件の一つとなるなど、国は認定農業者をこれからの重要な担い手として位置付けており、補助事業を活用する際の採択要件として、ますます重要視される状況となっております。今後

も引き続き水準を満たす農業者に対しては、認定農業者となることを要請してまいります。

要望事項2

災害に対する支援について

近年、台風・暴風・集中豪雨・豪雪などの自然災害が農地や農作物、農業用施設等に被害をもたらしています。特に、本年2月の豪雪では、市内農家においても、農業用ハウス等の農業用施設の倒壊や野菜、花き、果樹等の農作物に大きな被害を受けました。その際に、被災農家への支援の対応の遅れや、情報の混乱が見られ復興に支障をきたしました。このような甚大な被害をもたらす天災が発生した際には、迅速な対応や速やかな情報伝達が行われ、被災農家が被災からの速やかな復旧が可能になるような支援体制の整備を進めていたきたい。

【回答】 本市では平成26年2月の大雪被害におきまして、市内農業施設の被災状況の把握に努めるとともに、国や県の補助事業についての情報収集等、可能な限り迅速な対応に努めてまいりました。

今後、このような災害が発生した場合の農業者の皆様に対する支援体制の整備につきましては、今回の対応を踏まえ迅速な対応ができるよう、検討してまいりたいと考えております。

農地台帳が法定化され、公表が義務づけられました

農地法の改正により、農業委員会の農地台帳が法定化されたことに伴い、平成27年4月1日から地目、地番等の情報が公開されました。また、全国農業会議所が提供する「全国農地ナビ」がスタートし、インターネットで全国の農地を閲覧することができます。また、農業委員会窓口でも申請により閲覧することができま。なお、公表事項については「調査中」または空欄となっている箇所もあり、今後随時更新する予定です。

《インターネット閲覧項目》

- ・地番、地目、面積
- ・貸借の権利の種類、期間
- ・農地の貸付等に関する所有者の意向など

※氏名や住所はインターネット上では公表されません。また、市街化区域内の農地等、一部公表されないものがあります。

【全国農地ナビURL】
<http://www.alis-ac.jp/>

農地台帳の調査に

ご協力をお願いします

本年も農地台帳の整備・補正等を兼ねて、農家台帳申告書を農地所有者の世帯にお配りします。

農家台帳申告書には、所有農地の状況、農家世帯としての家族構成（世帯員状況）、農業従事日数、農機具の所有状況等が記載されています。内容をご確認いただき、修正等がなければ、押印の上、提出をお願いします。また、別世帯に居住する二親等以内の親族で、一緒に農業に従事している方がいる場合には、申告書に必ず記入をお願いします。

なお、事務の合理化から平成26年度に農地台帳システムを導入したことにより、例年と異なる様式での調査票となります。

※返信がない場合は、農家台帳に基づく諸証明が交付できなくなる場合があります。

【配布方法】

農業班に加入している世帯は、農業班長に配布をお願いします。農業班に加入していない世帯は、農業委員会事務局から郵送します。

【回収方法】

農業班に加入している世帯は、農業班長に提出をお願いします。農業班に加入していない世帯は、各地区の市民センター又は農業委員会事務局へ直接提出してください。

【提出期限】 8月10日（月）

【注意点】

申告書の中の地目が田または畑であっても現況課税が雑種地・宅地等になっている場合は、農地転用の許可または届出が必要になる場合があります。

遊休農地の解消に向けて

農地パトロールを

行います！

農業委員会では、8月上旬に市内全域の農地の利用状況を調査（遊休農地調査）いたします。次の調査内容に当てはまる農地は、指導の対象となります。定期的に保全管理している農地は、パトロール前に耕うん、草刈り等を実施していただく等の協力をお願いします。

【調査内容】

- ①現に耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる農地
- ②その農業上の利用の程度が周辺の地域に比べ、著しく劣っていると思われる農地



【なぜ農地パトロールを

実施するの？】

◆ご自身の財産を守るために…
租税特別措置法による相続税、贈与税の納税猶予の適用を受けている農地につきましては、遊休農地の勧告を受けた場合、納税猶予が打ち切れ、猶予税額に加え利子税を納付することとなります。

◆安全、安心な生活のために…
遊休農地は、火災や不法投棄を誘発する恐れがあり、病害虫や有害鳥獣の温床となります。農地所有者の方はもちろん、近隣の方や周辺耕作の方にも不利となる心が配されます。

全国農業新聞の購読を しませんか？

【発行日】 毎週金曜日
【購読料】 月 700 円
【申込先】 農業委員会事務局

川越市賃借料情報

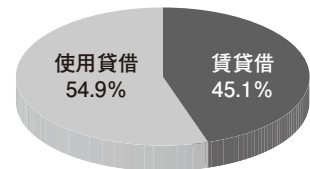
平成21年12月15日に施行されました農地法等の一部改正により、標準小作料制度が廃止され代わりに農地法第52条に基づき、過去1年間に契約された賃借料の平均額などの賃借料情報を提供することとなりました。

本表は、あくまで参考であり、契約形態を決める場合は水利費等も含め貸主、借主でお互いによく話し合って決めてください。

【賃貸借と使用貸借の設定の割合】（平成26年1月から12月）

賃貸借とは賃借料(物納を含む)が発生する農地の貸し借りのことです。使用貸借とは賃借料が発生しない無償の農地の貸し借りのことです。

川越市の農地の賃貸借と使用貸借の設定割合は右の表のとおりです。



◆賃借料情報の地区別内訳◆

(平成26年(1月から12月)の10aあたりの川越市内農地賃借料の平均・最高・最低額)

	田				畑			
	単位(件)	単位(円)			単位(件)	単位(円)		
	データ数	平均額	最高額	最低額	データ数	平均額	最高額	最低額
市全域	157	6,600	16,000	1,500	7	8,200	11,500	5,100
芳野	64	9,000	16,000	3,600	7	8,200	11,500	5,100
古谷	19	6,700	13,800	3,700	-	-	-	-
南古谷	-	-	-	-	-	-	-	-
高階	-	-	-	-	-	-	-	-
福原	-	-	-	-	-	-	-	-
大東	6	6,600	7,500	5,900	-	-	-	-
霞ヶ関	-	-	-	-	-	-	-	-
名細	9	6,800	7,800	4,700	-	-	-	-
山田	53	8,400	11,500	4,100	-	-	-	-
川越	6	2,000	4,000	1,500	-	-	-	-

(上記表の集計上の注意点)

集計には、農地法と農業経営基盤強化促進法による賃借料を合算して集計しています。

データ数は、集計に用いた筆数です。

平均額の増減70%を超える値は集計から除外しています。データ数が5件未満の地区は表示しておりません。集計から使用貸借権の設定、法人による賃借は除外しています。物納の場合は玄米60kgを8,000円に換算しています。

農業委員異動のお知らせ

市議会推薦の農業委員に左記のとおり異動がありました。

【退任】

(平成27年5月1日付)

吉田 光雄 委員
小林 薫 委員
川口 知子 委員
山本 綾子 委員

農業委員会事務局人事異動

平成27年4月1日付で、左記の職員が異動となりました。

【出向】

○岸野 勉 (農政課へ)
○根岸 正幸 (芳野市民センターへ)
○赤見 義和 (政策企画課へ)

【新任】

○梅澤 吉利 (管理担当)
○三上 智久 (農地担当)
【新規採用】
○渡邊 美成 (農地担当)

全国農業新聞優秀

農業委員会賞受賞

平成27年4月8日、東京都文京区「椿山荘」において、平成27年度全国情報会議が開催されました。川越市農業委員会は、全国農業新聞の普及推進に対する多大な貢献が評価され、優秀農業委員会賞を受賞しました。

また、「川越農委スポット情報」が第21回農業委員会だより全国コンクールにおいて、全国農業新聞賞を受賞しました。



代表して表彰を受けた委員団

農業者年金に

加入しませんか

農業者年金は、国民年金第1号被保険者で、年間60日以上農業に従事する60歳未満の方ならどなたでも加入できます。

自分の納めた保険料を年金原資として積み立てていく積立方式の確定拠出型年金で、少子高齢化に強い年金です。

年金は65歳から納めた保険料に応じて終身受け取ることが出来ます。60歳からの繰り上げ受給も可能です。仮に80歳になる前に亡くなられた場合には80歳までに受け取るはずだった年金額を、遺族が受け取ることが出来ます。

保険料は月額2万円から6万7千円まで自由に選択でき、全額社会保険料控除の対象となります。

詳しくは最寄りの農協、又は農業委員会事務局におたずねください。

農政課からのお知らせ

人・農地プラン

作成事業について

現在の農業を取り巻く環境は、高齢化や後継者不足、耕作放棄地の増加などの問題があり、5年後、10年後の農業の展望が描けない状況です。そこで人と農地の問題解決に向けた国の施策として、「人・農地プラン」作成事業が定められました。

「人・農地プラン」とは、それぞれの地域で今後の農業を誰が中心となって担っていくのか、青年農業者をどの様に地域に定着させていくのかなどについて話し合い、これからの地域農業のあり方について定めるものです。川越市でも後継者不足や農業の将来が懸念されていることなどから、地域の実情に合わせたプランの作成を検討しています。

「人・農地プラン」に位置付けられると、青年就農給付金や機構集積協力金の助成が受けられ

たり、スーパール資金の貸付の当初5年無利子化（認定農業者対象）などのメリットがあります。

今後の「人・農地プラン」の作成に向けて地域の皆様のご意見等お聞かせ願いますとともに、「人・農地プラン」につきましてもお問い合わせがございましたら、農政課までお願いします。

土地改良事業の

補助について

土地改良事業（用排水路の整備・農業用井戸等の新設及び修繕）を実施する共同施行者に対して、事業費の一部を補助する制度があります。

【問い合わせ先】

農政課（本庁舎5階）
224-5939（直通）

金子会長にインタビュー



設立総会終了後に金子会長にお話を伺いました。会長は、大学を卒業後、一旦は就職しましたが、4年前に就農し露地野菜と水稻を中心に経営を行っています。

会長は、農業従事者の高齢化や後継者不足などを見る中で、設立発起人代表である市川氏とともに「青年農業者が行動しなければ」との思いが募り、「同世代の青年農業者が情報を共有できる組織」が必要と感じている仲間と話し合い、関係機関の協力を得て、今回の設立に至ったとのこと。

今後は、「市内の青年農業者のつながりを深め、川越市の農業を盛り上げていきたい」と語ってくださいました。

川越市4日クラブへの加入に関する問い合わせは、川越市農政課（224-5939）または、川越農林振興センター（242-1804）まで。



インタビューに答える金子会長



川越市4日クラブ役員一同

かわごえ春の農業まつり 2015が開催されました

平成27年4月29日、川越市農業ふれあいセンターにおいて、かわごえ春の農業まつり2015が開催されました。田んぼでの泥んこ遊び、魚のつかみ捕りなど体験型のイベントは、子供から大人まで大変な人気でした。



大勢の市民が参加した魚のつかみ捕り



開会式で挨拶する小林会長



完売した豚の丸焼き実演販売

農委スポット情報では「農業に関する情報」を募集しています。
地域のイベント・取り組み等がありましたら、農業委員会事務局までご連絡ください。



川越市マスコットキャラクター
ときも